

一般社団法人 日本建築学会定款

昭和 26.09.08 改正 26.11.08 認可
昭和 28.05.23 改正 28.07.11 認可
昭和 31.05.22 改正 31.09.01 認可
昭和 33.09.17 改正 33.11.24 認可
昭和 37.01.29 改正 37.03.03 認可
昭和 41.02.11 改正 41.03.08 認可
昭和 45.03.13 改正 45.04.15 認可
昭和 49.02.27 改正 49.03.25 認可
昭和 53.02.24 改正 53.03.17 認可
昭和 56.05.29 改正 56.06.18 認可
昭和 57.02.23 改正 57.03.30 認可
昭和 57.05.28 改正 57.06.18 認可
昭和 57.05.28 改正 58.02.15 認可
昭和 59.05.28 改正 59.07.10 認可
昭和 62.02.17 改正 62.04.01 認可
昭和 63.05.30 改正 63.09.28 認可
1999.10.20 改正 1999.12.27 認可
2011.03.18 総会改正
2011.07.25 一般社団法人法人移行認可申請
2011.12.12 理事会改正 (内閣府公益認定等
委員会からの指摘による軽微な修正)
2012.03.19 認可
2012.04.01 施行 一般社団法人へ移行
2013.05.30 総会改正

第1章 総 則

第1条 (名称) この会は、一般社団法人日本建築学会という。

第2条 (事務所) この会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第3条 (支部) この会は、全国を次の9地域に分け、支部を置く。
北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州
2. 支部の組織および運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

第2章 目的および事業

第4条 (目的) この会は、会員相互の協力によって、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達をはかり、もって社会に貢献することを目的とする。

第5条 (事業) この会は、第4条の目的を達成するために、建築に関する次の事業を行う。

- (1) 調査研究とその振興
- (2) 研究発表会の開催
- (3) 会誌・論文集および研究成果等の刊行
- (4) 文献・資料の収集および活用
- (5) 教育の振興および研究成果の普及啓発
- (6) 講演会・講習会・展覧会・見学会などの開催、その他広報活動
- (7) 外部への提言ならびに助言
- (8) 内外との交流
- (9) 業績の表彰
- (10) 建築会館の運営
- (11) その他、この会の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は国内および国外において行うものとする。

第3章 会 員

第6条 (会員の構成と種別) この会は、この会の目的に賛同して入会した個人または法人その他の団体をもって構成し、会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
イ) 個人 建築に関する学識・経験のある個人
ロ) 法人 建築に関する事業を行う法人その他の団体
 - (2) 準会員
正会員の資格に達しない個人
 - (3) 賛助会員
この会の目的・事業を賛助する個人または法人その他の団体
2. 準会員が正会員の資格に達したときは、正会員に変更する。

第7条 (入会) 会員になろうとする者は、正会員1名の紹介で所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

第8条 (会費および入会金) 会員は、この会の事業活動に生ずる費用にあてるため、日本建築学会一般規則(以下「一般規則」という)で定めるとおりに会費を納めなければならない。また、個人である正会員および準会員は入会時に一般規則で定める入会金を必要とする。

第9条 (会員の権利) 会員の権利は、次のとおりであってその者に専属する。

- (1)正会員は、他の正会員と等しく代議員の選挙権および被選挙権をもつ
- (2)正会員は、総会に出席して意見を述べることができる
- (3)すべての会員は、会誌の配布をうける
- (4)すべての会員は、この会の刊行図書について特典をうけるほか、この会が主催する事業に参加することができる
- (5)正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの会に対して行使することができる。

- イ)定款の閲覧等
- ロ)代議員名簿の閲覧等
- ハ)総会の議事録の閲覧等
- ニ)代議員の代理権証明書面等の閲覧等
- ホ)議決権行使書面の閲覧等
- ヘ)計算書類等の閲覧等
- ト)清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- チ)合併契約等の閲覧等

2. 前項第1号および第2号における会員のもつ権利は、各1個とする。ただし、法人である正会員にあっては、その法人の権利行使者として本会に登録された者が前項第1号および第2号の権利を行使することができる。
3. 理事または監事は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第10条 (退会) 会員は、退会届を提出することにより退会することができる。

第11条 (除名・復権) 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。

- (1)この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあるとき
 - (2)この定款に違反したとき
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 除名された者が再び入会しようとするときは、総会の承認を必要とする。

第12条 (会員資格の喪失) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)除名されたとき
- (2)退会したとき
- (3)会費の不納が1年以上に及び、理事会の議決によって退会したものとされたとき
- (4)個人である会員が死亡したとき、または団体で

- ある会員が解散したとき
- (5)総社員が同意したとき

第13条 (会員資格の喪失に伴う権利・義務および納入金の返還) 会員が会員資格を喪失したときは会員としての権利を失うが、すでに納めた入会金および会費の返還を求めることができない。

2. 会員資格を喪失しても、未履行の義務は、これを免れることができない。

第14条 (終身正会員) 個人である正会員であって、50年以上会員として継続した者は、理事会の議決を経て、終身正会員として待遇する。

第15条 (名誉称号) この会の目的達成に多大の貢献をした者、または建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達に功績顕著な者は、総会の議決を経て名誉会員の称号をおくることができる。

第4章 代 議 員

第16条 (代議員) この会には、概ね正会員300名の中から1名の割合をもって選出される代議員を置く。

2. 代議員をもって法人法上の社員とする。
3. 代議員は、第3条に定めるその支部所属の正会員の中から、その支部所属の正会員の選挙によって決める。理事および理事会は、代議員を選出することはできない。
4. 代議員の選挙の運営は、別に定める日本建築学会選挙規則(以下「選挙規則」という)によって行う。
5. 代議員は毎年その半数を改選する。
6. 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。その場合、当該代議員は、役員選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする。
7. 代議員は重任することはできない。
8. 代議員の員数が欠けたときは、選挙規則によって定められた代議員補欠者の中から補充する。補欠による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
9. 代議員は、第12条により会員の資格を喪失したときは、代議員の地位を喪失する。

第5章 総 会

第17条 (構成) 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第18条（権限） 総会では、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等に関する定め
- (4) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書
- (5) 重要な財産の取得・処分
- (6) 事業計画および収支予算
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) 規則の制定および改廃
- (10) 選挙管理委員会委員の選出
- (11) 理事会が必要と認めた事項
- (12) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第19条（種類および開催） 総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

2. 通常総会は毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
3. 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

第20条（招集） 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会の招集には、2週間以前に、その会議の日時・場所および付議事項を示し、郵便・電信をもって代議員に通知しなければならない。
4. 前項と同様の内容は、正会員に会誌をもって通知するものとする。

第21条（議長） 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第22条（議決権） 代議員は、各1個の議決権を持つ。

2. 代議員は、書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使することができる。
3. 代議員は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
4. 第2項、第3項によって議決権を行使した代議員は、出席とみなす。

第23条（決議） 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

第24条（議事録） 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席代議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

第25条（役員の設置） この会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 29名以上33名以内
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を会長、5名を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、会長および副会長以外のすべての理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
4. 必要に応じて会長および副会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

第26条（理事・監事の選任） 理事および監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2. 会長・副会長・専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 支部は支部ごとに1名、理事候補者を推薦することができる。
4. 理事および使用人は監事を兼ねることができない。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第27条（理事の職務および権限） 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、この会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、一般規則で定める業務を執行する。また、会長に事故あるとき、または欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
4. 専務理事は、会長の命を受け会長および副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさどるとともに、理事会から委任された業務を執行する。
5. 第2項から第4項に規定する以外の理事は、会長および副会長を補佐し、一般規則で定める業務を分担執行する。

第28条（監事の職務および権限） 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第29条（役員任期） 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2. 副会長・理事および監事は、毎年その約半数を交代する。

3. 専務理事以外の役員は、同一職（会長、副会長、会長・副会長以外の理事、監事）に重任することはできない。

4. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 理事または監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第30条（役員補充） 役員が欠けたときは、第26条に準じて補充することができる。

第31条（役員解任） 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

第32条（報酬等） 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第33条（役員損害賠償責任の一部免除） この会は、法人法第111条第1項に定める損害賠償について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、法人法第113条第1項の規定により免除できる額を限度として免除することができる。

第7章 理 事 会

第34条（構成） この会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条（権限） 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事および業務執行理事の

選定および解職

第36条（招集） 理事会は、会長が招集する。

第37条（議長） 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第38条（決議） 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第39条（決議の省略） 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

第40条（議事録） 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長および副会長ならびに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資 産 お よ び 会 計

第41条（基本財産） この会の基本財産は、別表の財産とする。

2. 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の議決を経て、総会の承認を必要とする。

第42条（事業年度） この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第43条（財産の管理） この会の財産管理は会長が行い、その方法は日本建築学会経理規則による。

2. この会は、剰余金および財産の分配を行うことはできない。

第44条（事業計画および収支予算） この会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第45条（事業報告および決算） この会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
2. この会は、前項の総会の終結後ただちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第46条（定款の変更） この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第47条（解散） この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第48条（残余財産の帰属） この会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 大会および委員会

第49条（大会） この会は、毎年1回以上、全国より会員の参集を求めて大会を開催し、会員の研究発表その他目的達成に必要な行事を行う。

第50条（委員会） この会は、会務運営ならびに事業遂行のために必要な委員会を設ける。

- 2. 委員会の設置または廃止は、理事会で決める。
- 3. 委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第11章 事務局

第51条（事務局） この会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3. 事務局長および職員の任免は、理事会の議決を経て会長が行う。
- 4. 職員との労働協約の締結は、理事会の議決を経て会長が行う。

第12章 公告の方法

第52条（公告の方法） この会の公告は、電子公告により行う。

第13章 補則

第53条（規程等） この定款施行に必要な規則は総会の議決により定め、規程等は理事会の議決により定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事

和田 章(会長)、尾崎 勝(副会長)、
新宮清志(副会長)、長谷見雄二(副会長)、
布野修司(副会長)、森 暢郎(副会長)

専務理事

真木康守

業務執行理事

青井哲人、岩田利枝、宇野 求、江本正和、
大崎 純、岡田 章、角 幸博、久野 覚、
小浦久子、児玉耕二、高田毅士、高橋紀行、
竹内 徹、立川 剛、田中礼治、時松孝次、
西村伸也、野原文男、日置 滋、平野吉信、
藤本一壽、細澤 治、松島 学、松永直美、
横田隆司、吉野泰子

監 事

竹脇 出、緑川光正

3. この定款の施行後最初の代議員は、特例民法法人時に行われた直近の代議員選挙において選出された者とする。なお、任期については、従前の通りとする。

4. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5. この定款は、2013年5月30日より施行する。

別 表

土地 3,003.93㎡
東京都港区芝5丁目26番20号